

危険物施設に係る消火設備等点検要領

1 趣 旨

この要領は、「堺市製造所・貯蔵所・取扱所の定期点検等に関する指導指針」の本文中、5(2)イ及び6(3)アに定める消火設備等の点検に関し必要な事項を定める。

2 点検実施者

点検は、危険物取扱者等が実施する点検と、法第17条の3の3の規定に準じた点検とする。

(1) 危険物取扱者等が実施する点検

製造所等の区分により、製造所、取扱所は1回／1ヶ月、貯蔵所については1回／3ヶ月とし、危険物製造所等の定期自主点検に合わせ実施するものとする。

(2) 法第17条の3の3の規定に準じた点検

消防設備士、消防設備点検資格者による機器点検、総合点検を実施すること。

3 消火設備点検の記録及び保存期間

法定点検及び定期自主点検における危険物取扱者等が実施する点検は、別表第3「消火設備等定期点検記録表」により記録し、当該消火設備等の設置している危険物製造所等の点検表と併せて3年間保存すること。

4 消火設備等の複数の施設における兼用使用

消火設備については、製造所等の複数施設において兼用使用している部分があるため、各製造所等の点検者が重複して記録することとなる。よって事務の簡素合理化のため、消火設備等の点検は次により実施できるものとする。

(1) 複数の製造所等で兼用使用の部分の点検（ポンプ、プロポーショナー、水源等）

当該消火設備等を使用する全ての危険物施設の点検実施者が行う。

ただし、施設毎に点検を実施し、記録することが明らかに不合理である場合は、次の事項を明確にし、適性な点検が実施できる体制を確立しておくこと。

- ① 点検実施者を明確にすること。
- ② 各部署の点検範囲を明確にし、点検個所の漏れを無くすこと。
- ③ 危険物取扱者等に対し消火設備等の機能、取扱い方法等を周知徹底し、活用に際し不備がないこと。
- ④ 点検実施者の責務等の周知
- ⑤ 点検実施者の代行者を明確にすること。

(例) 明らかに不合理な場合とは、

主として危険物の貯蔵・取扱いを業とする事業所で、火災等の発生時に防災担当部署がポンプ等の兼用使用部分を起動させる防災体制の場合は、防災担当部署で危険物取扱者免状を保有し、かつ当該事業所内の危険物製造所全てに精通した者が点検する場合

(2) 複数の危険物施設に共通する消火設備等の点検記録

- ・ 代表の危険物施設・・・共通する消火設備等を含め記録する。
- ・ 代表以外の危険物施設・・・当該危険物施設の専用使用のみを記録する。
注 代表の製造所等の点検のみが兼用使用の部分を点検するのではなく、その製造所等の点検者についても兼用使用の部分を点検しなければならない。

① 記録例

- ・ 代表の製造所等
兼用使用の部分と、当該製造所等の専用使用の部分を記録すること。
- ・ その他の製造所等
当該製造所等の専用使用の部分を記録し、兼用使用の部分はどの代表の製造所等で記録しているかを明確にしておくこと。

② 代表の危険物施設の選定

- ア 点検を担当する部署（部又は課）毎とする。
- イ 上記で製造所又は取扱所と貯蔵所が兼用使用している場合は、製造所又は取扱所の内から選定するものとする。
- ウ 上記で同種規模の施設が複数ある場合は、次の順により選定すること。
- (ア) 指定数量の倍数が大なるもの。
ただし、屋外タンク貯蔵所が該当する場合は、許可数量の大なるものとする。
 - (イ) 許可年月日の早いもの。